

議案第 6 2 号

字の区域の変更の件

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）による地籍調査の実施に伴い、次のとおり字の区域の一部を変更したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

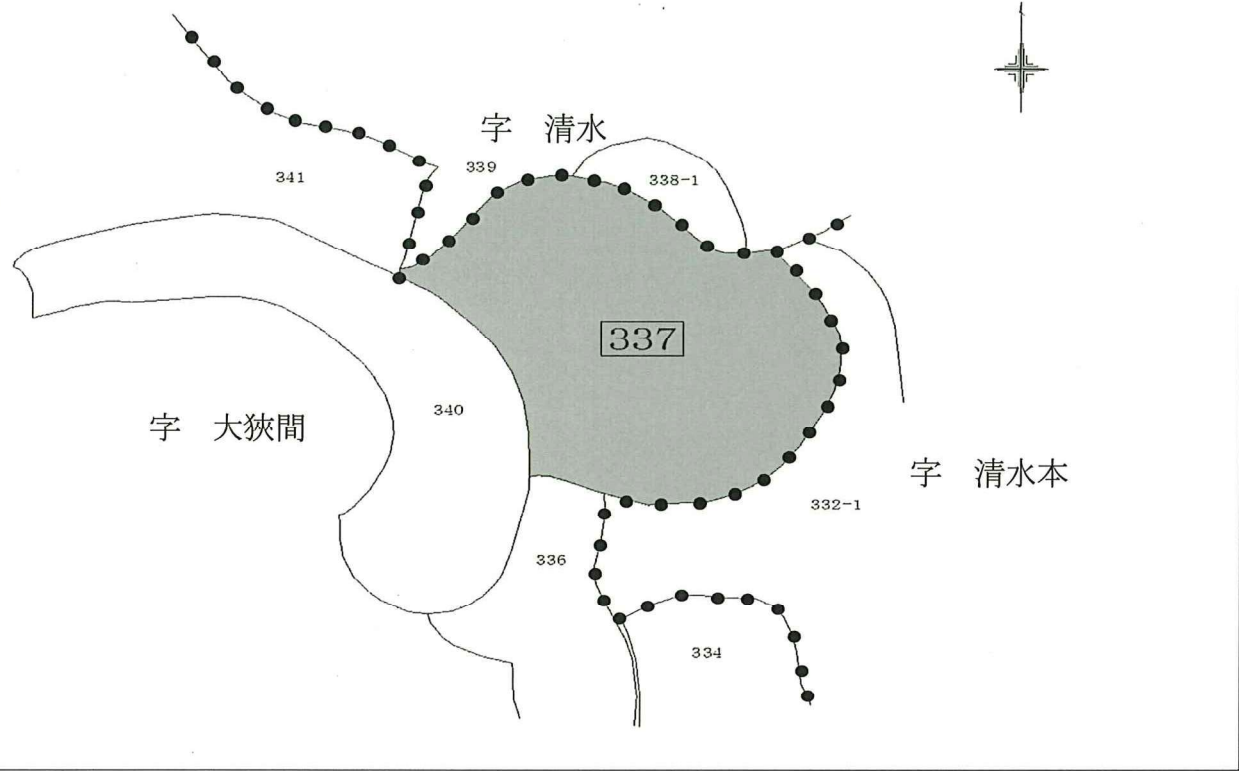
変更前			変更後	
大 字	字	地 番	大 字	字
生田畑	おおはざま 大狹間	3 3 7	生田畑	しみずもと 清水本
	松 本	7 9 5 の 2		び わ 枇 杷
		8 1 6		の き ノ 木
	そとがいて 外開手	8 2 9		宮ノ脇
			そりやしき 反屋敷	
上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路等である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。				

備考 地番は、令和 7 年 1 0 月 1 日現在の地番である。

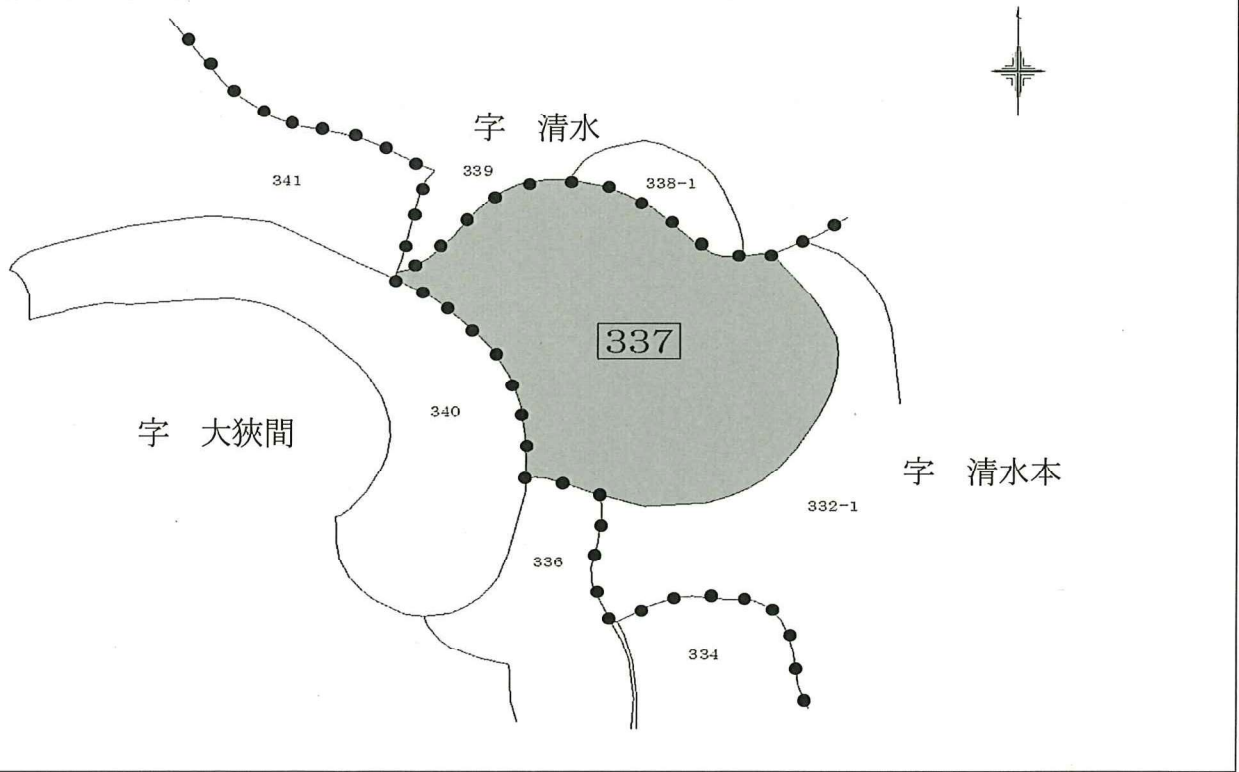
字界変更区域図

凡例	
	字界変更区域
.....	字界

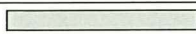
【 変更前 】



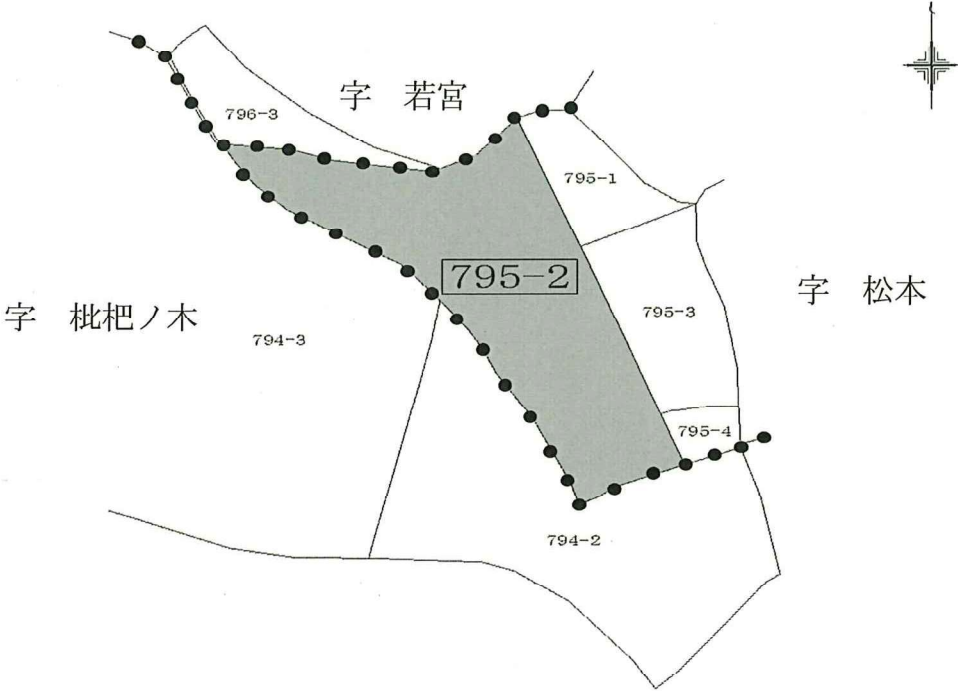
【 変更後 】



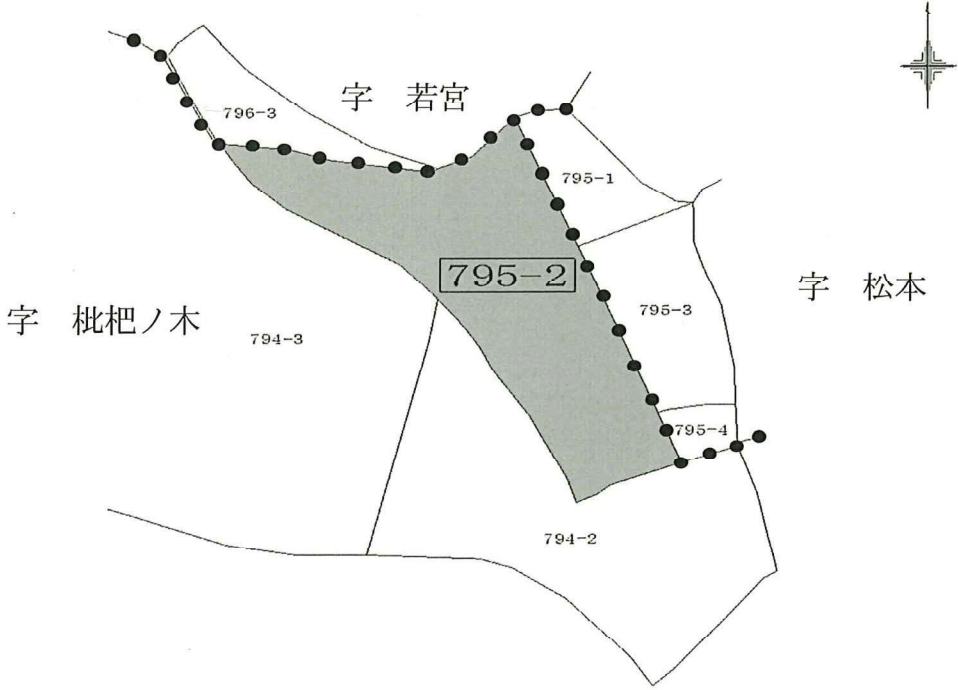
字界変更区域図

凡例	
	字界変更区域
	字界

【 変更前 】

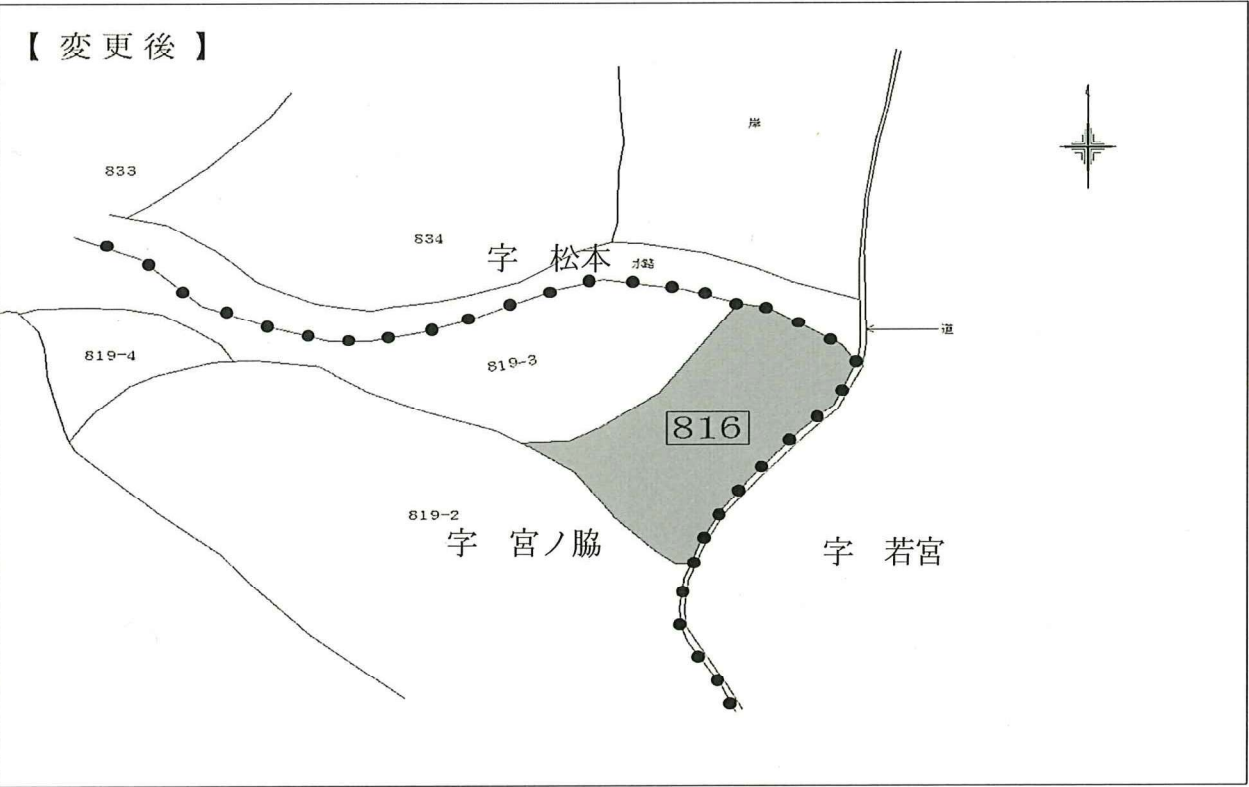
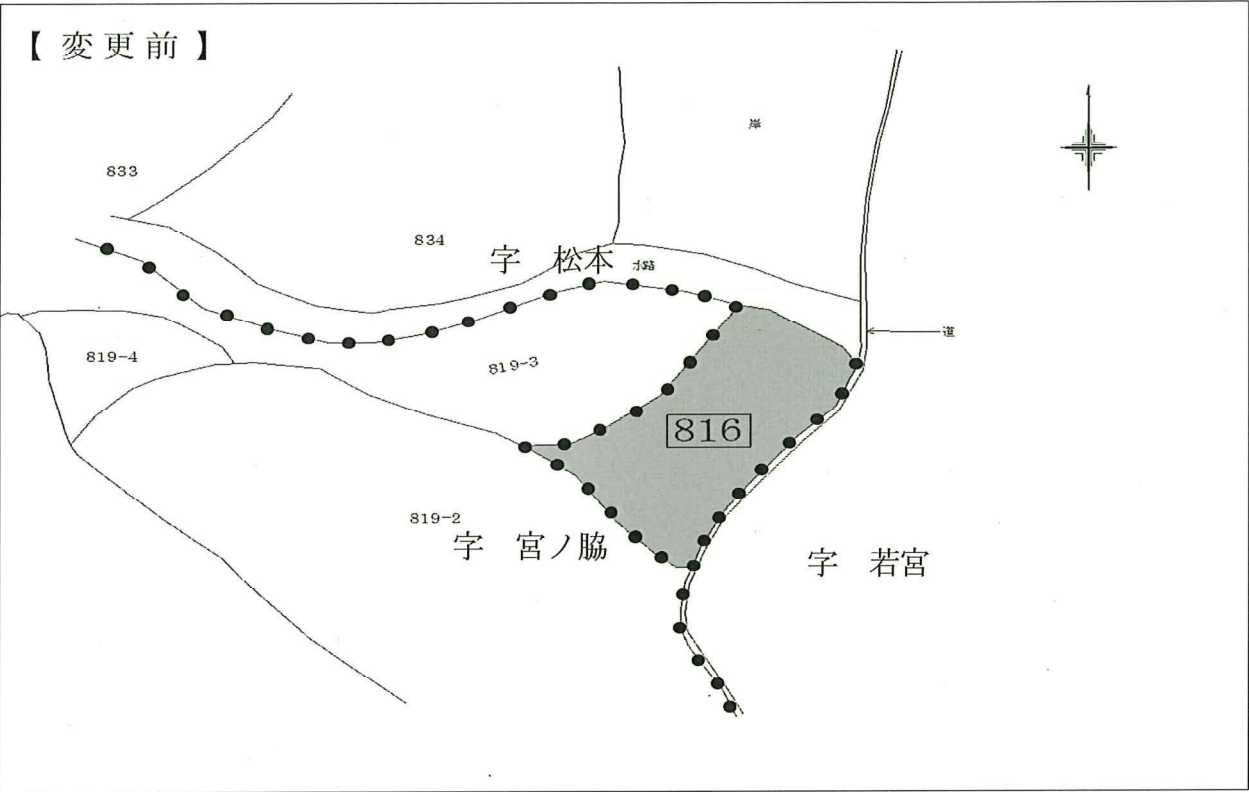


【 変更後 】



字界変更区域図

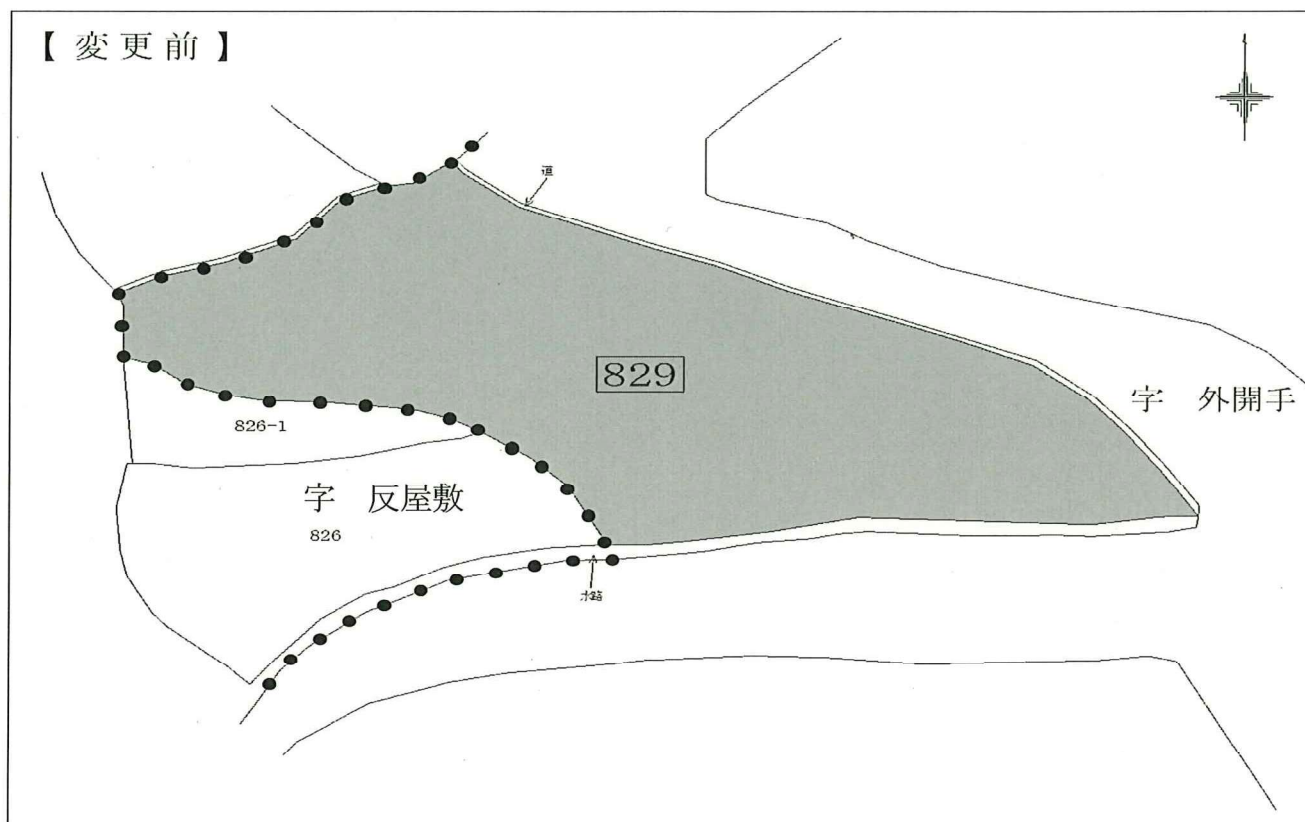
凡例	
	字界変更区域
	字界



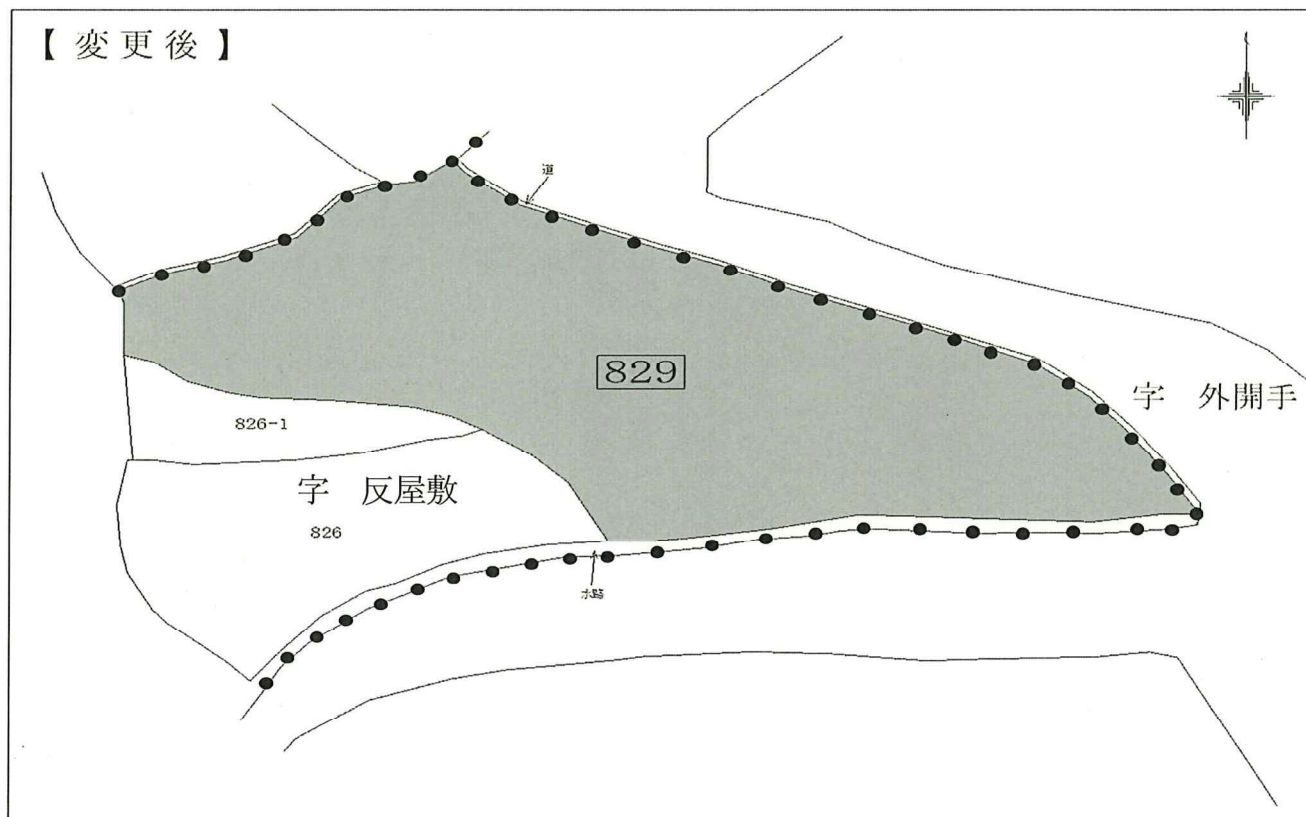
字界変更区域図

凡例	
	字界変更区域
	字界

【変更前】



【変更後】



議案第 6 3 号

字の区域の変更の件

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）による地籍調査の実施に伴い、次のとおり字の区域の一部を変更したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

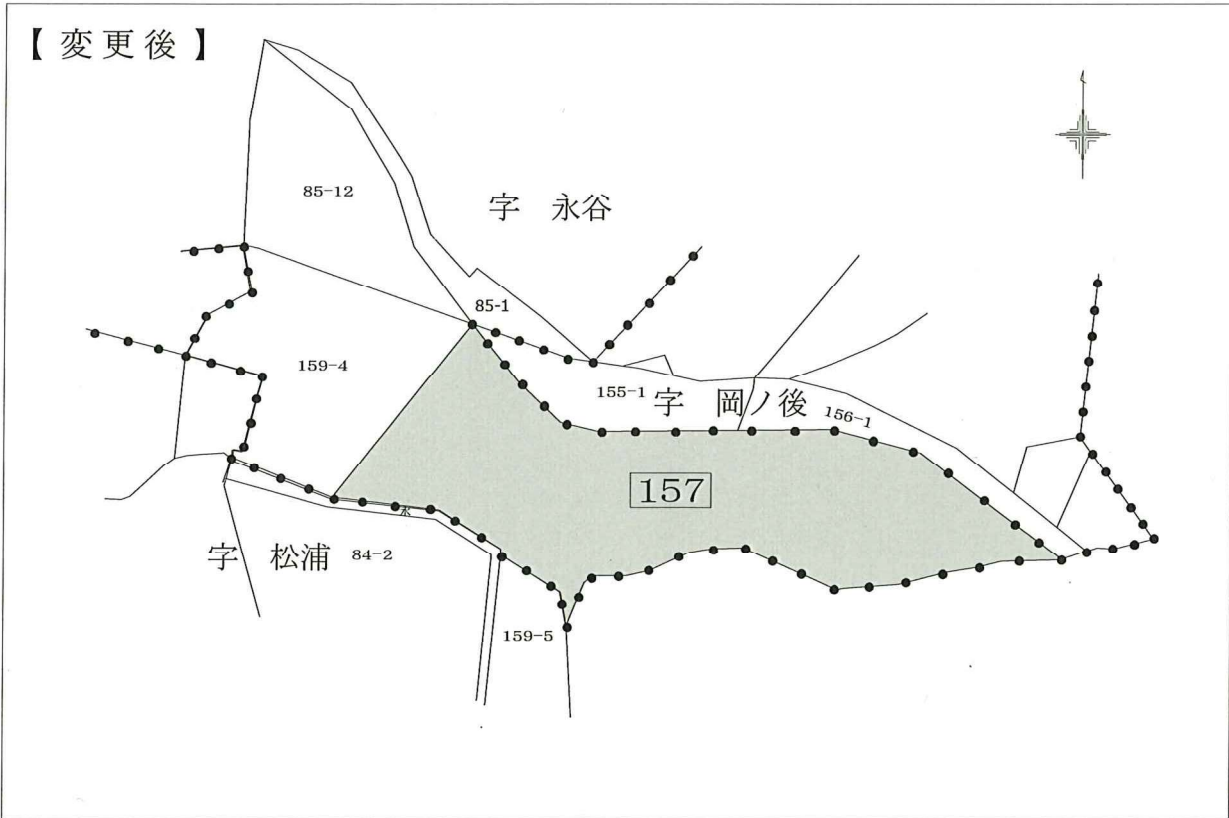
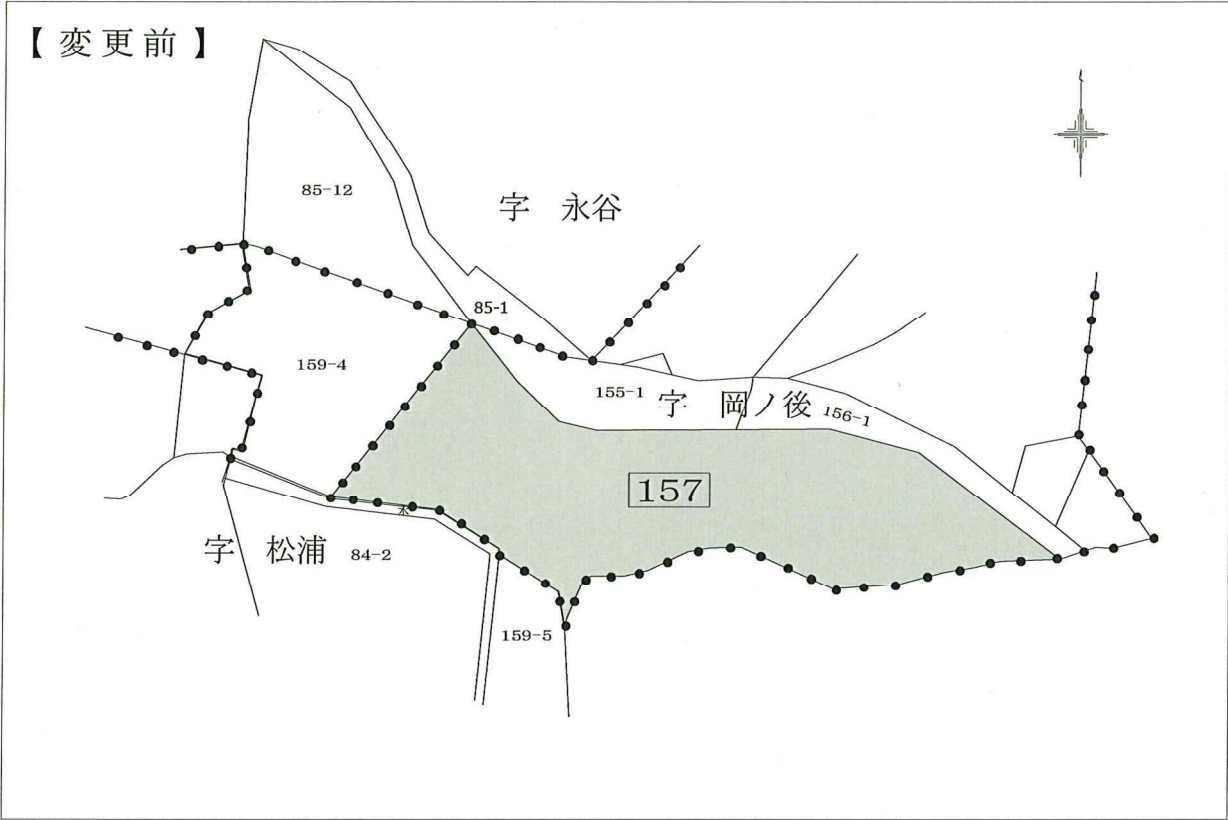
淡路市長 戸 田 敦 大

変更前			変更後	
大 字	字	地 番	大 字	字
浅 野 神 田	おかのあと 岡ノ後	1 5 7	浅 野 神 田	なが だに 永 谷
	松 浦	1 5 9 の 4		
斗ノ内	なが たに 長 谷	2 2 の 1 1 4 1 5	斗ノ内	あしがだに 芦ヶ谷
	しろ やま 城 山	1 4 0 5 の 2		そ がわ 曾 川
上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路等である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。				

備考 地番は、令和 7 年 1 0 月 1 日現在の地番である。

字界変更区域図

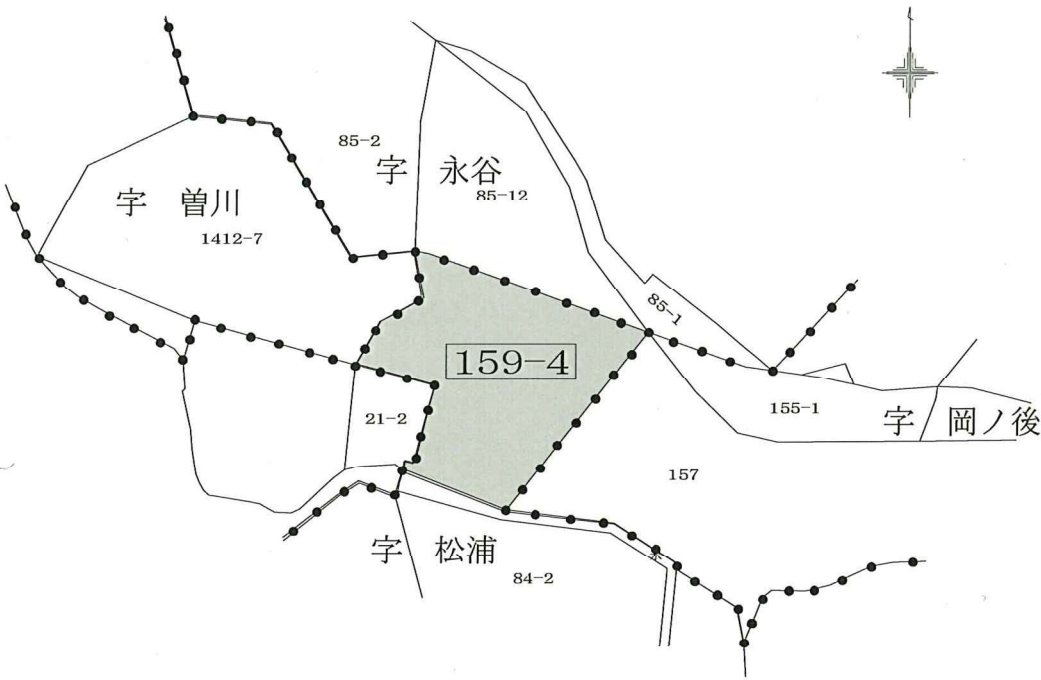
凡例	
	字界変更区域
	字界



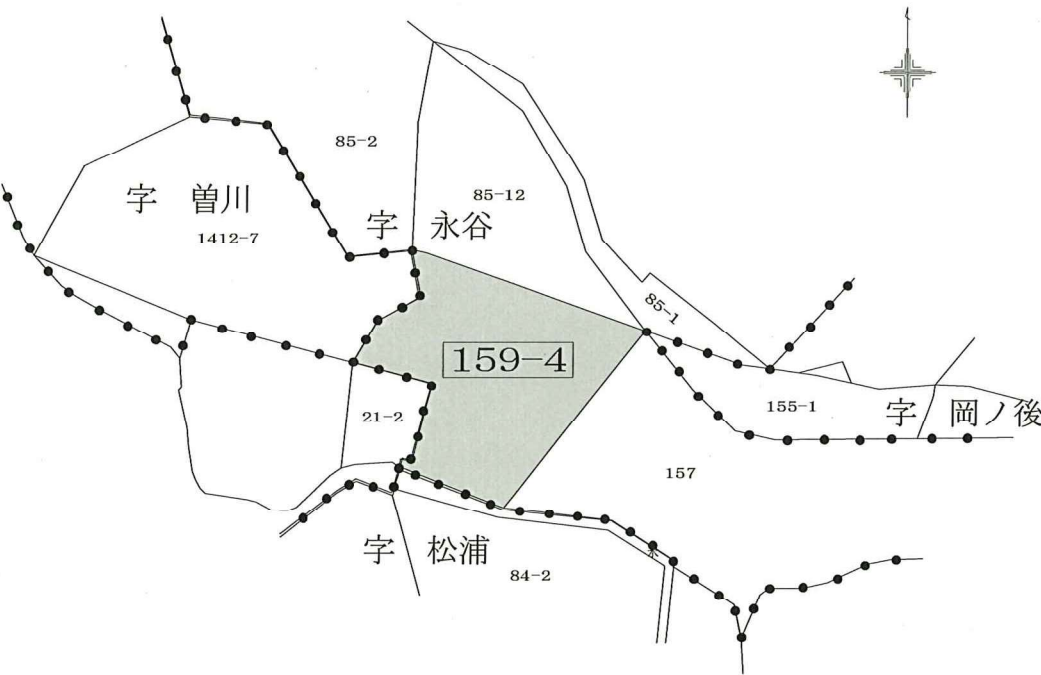
字界変更区域図

凡例	
	字界変更区域
.....	字界

【 変更前 】

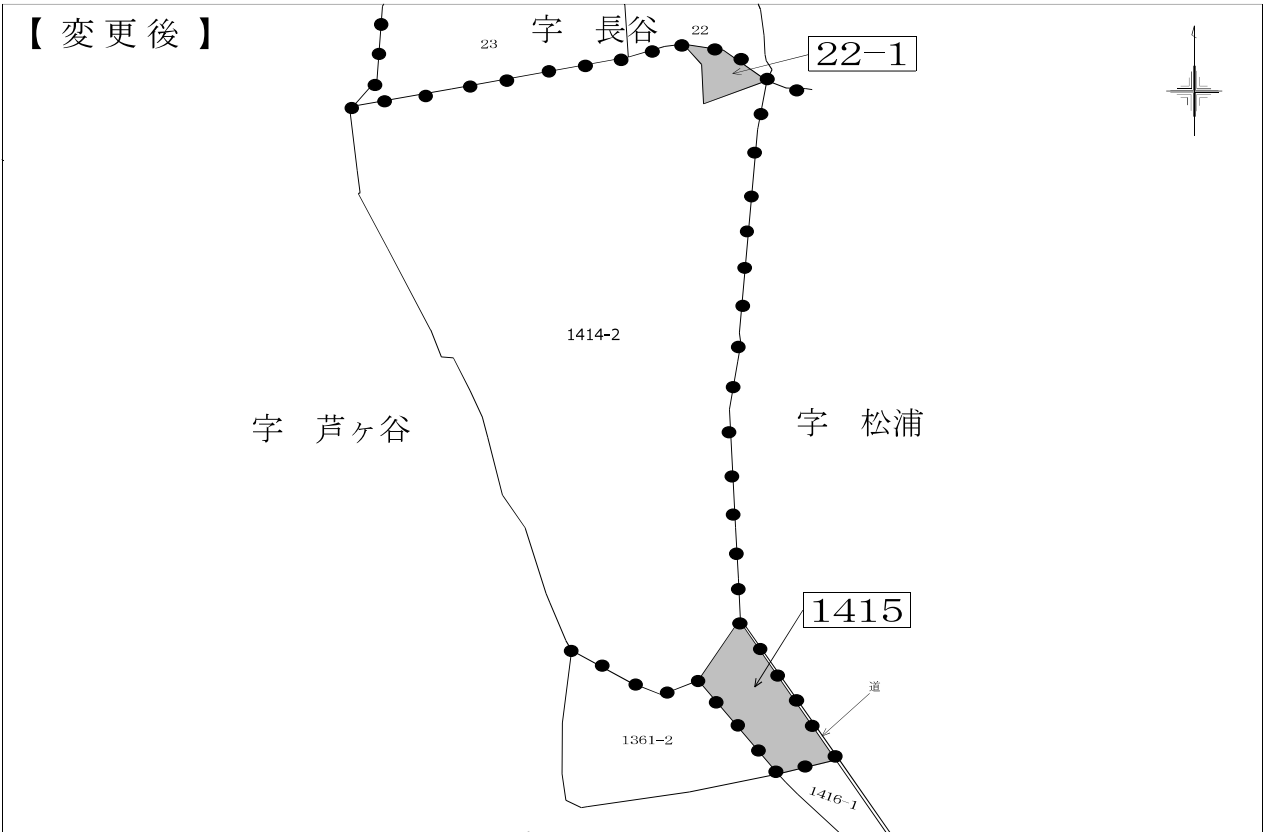
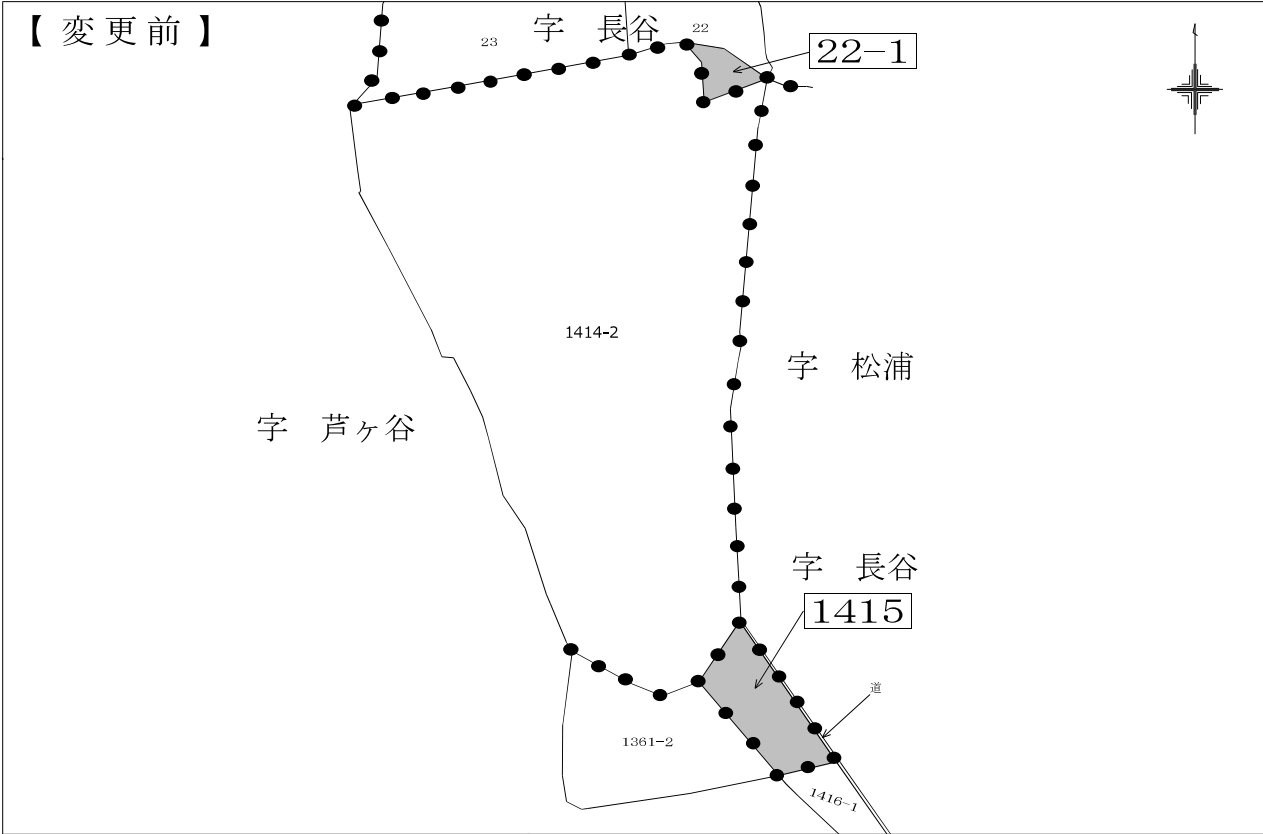


【 変更後 】



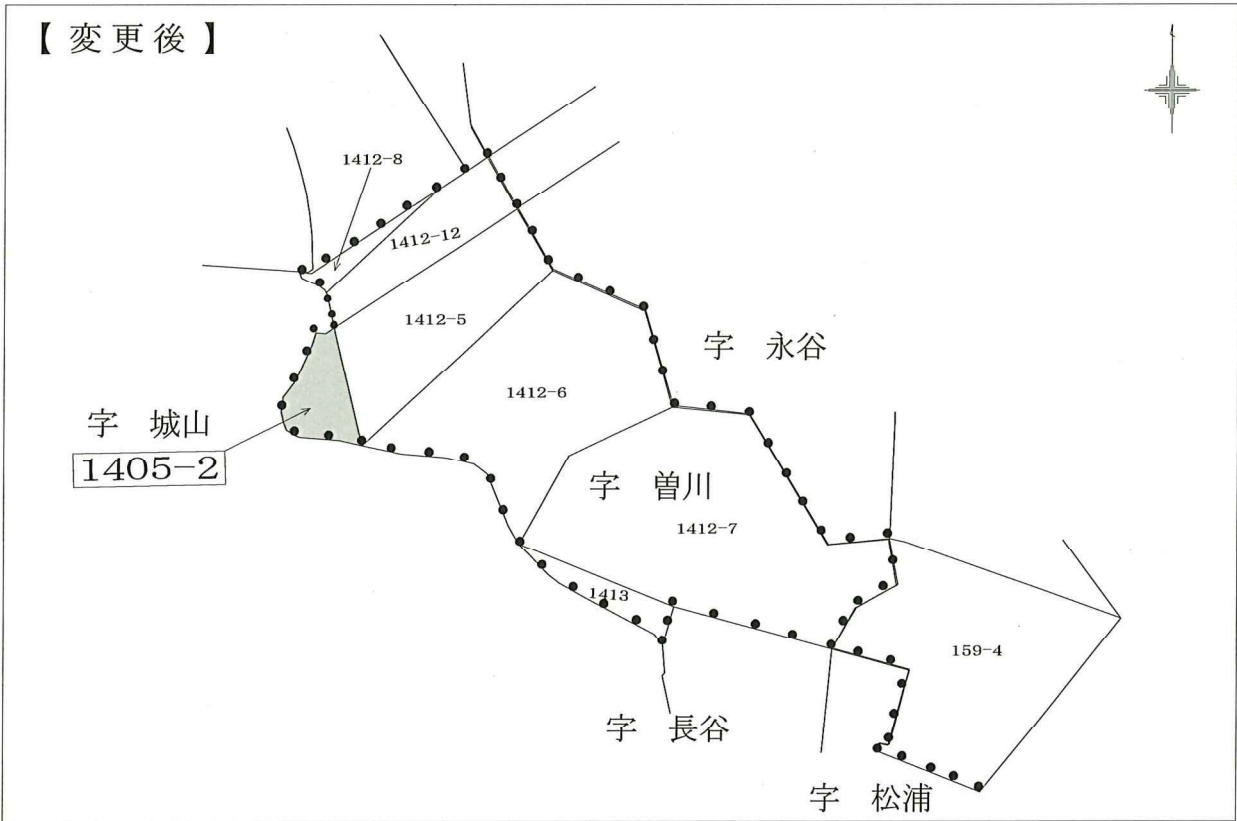
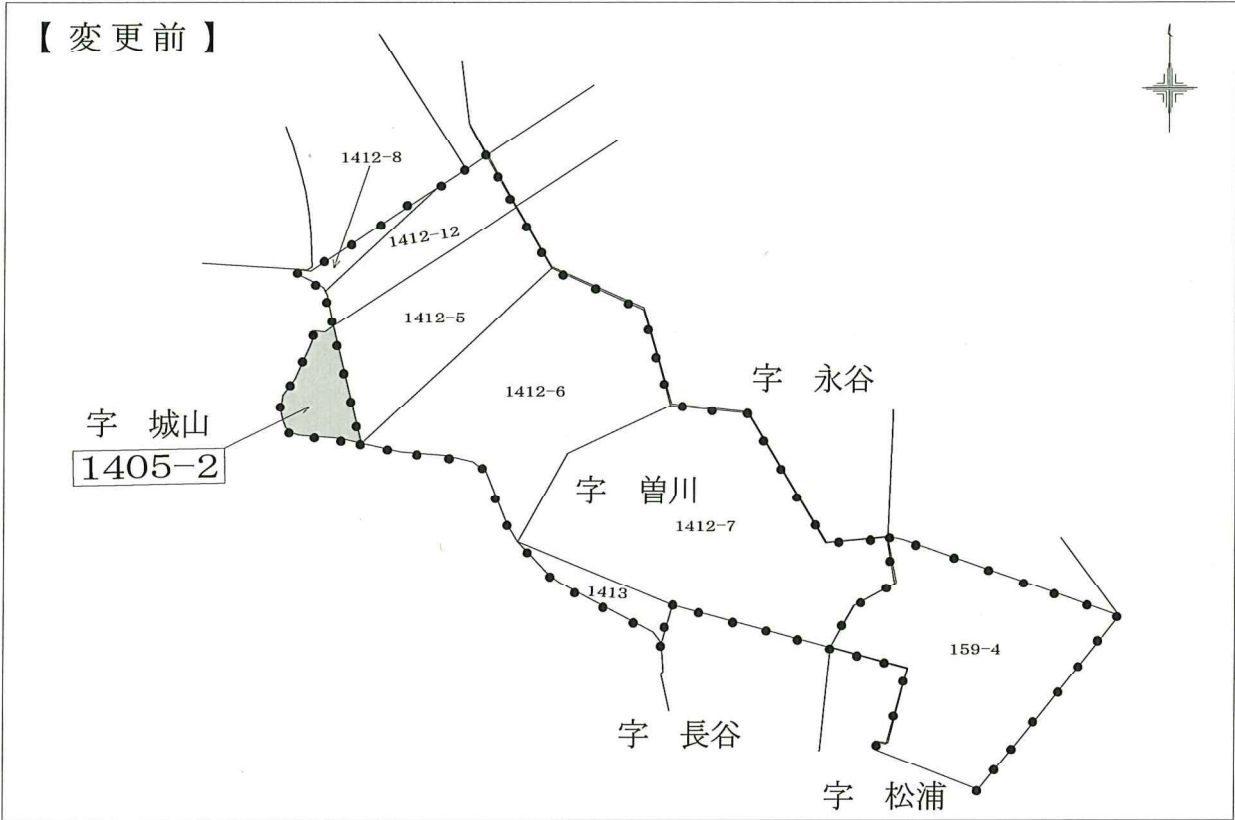
字界変更区域図

凡例	
	字界変更区域
	字界



字界変更区域図

凡例	
	字界変更区域
	字界



議案第 6 4 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

1 施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 淡路市福社会館
- (2) 所在地 兵庫県淡路市志筑新島 5 番地 1

2 指定する団体の名称及び所在地

- (1) 名 称 社会福祉法人淡路市社会福祉協議会 会長 小南 廣之
- (2) 所在地 兵庫県淡路市志筑新島 5 番地 1

3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

(参考資料)

1 施設の名称 淡路市福社会館

2 指定する団体の選定理由

この施設は、市民の地域福祉活動及びボランティア活動の拠点、情報交換の場並びに福祉に関する研修及びイベント等が開催できる場を提供することにより、地域の活性化、賑わいと活力のあるまちづくりを推進するとともに、市民の健康及び福祉の増進を図ることを目的として設置した施設である。

この施設の設置目的に即した管理運営を効率的かつ効果的に行うため、淡路市における社会福祉事業等の健全な発達と社会福祉に関する活動の活性化によって、地域福祉の推進を図ることを目的とした公共的団体である「淡路市社会福祉協議会」が、地域等の活力を活用した管理を行うことにより、事務所との一体的な管理から様々な福祉サービスを継続的に安定して提供できるなど、事業効果が明確に期待できることから、「淡路市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」（平成17年淡路市条例第19号）第5条第1項の規定に基づき、公募によらず、同協議会を指定管理者の候補者として選定する。

3 指定する団体の概要

- (1) 設立年月日 平成17年4月1日
- (2) 基本金 500万円
- (3) 総収益（令和6年度） 5億8,707万円
- (4) 職員数（令和7年10月現在） 115人
- (5) 事業内容

ア 独自事業

(ア) 地域福祉推進事業

福祉に関する総合相談、小地域福祉推進組織化の推進、ボランティアセンターの運営、社協広報紙の発行、ふれあいサロンの運営、独居高齢者のつどい、福祉用具貸与事業、紙おむつ等の斡旋、権利擁護事業、地域生活総合支援事業（ハピネット事業）、生活福祉資金貸付事業、小口資金貸付事業、福祉学習会、安心地区推進支援事業、各関係機関との連絡調整

(イ) 介護保険事業

居宅介護支援事業、通所介護事業、福祉用具貸与事業

(ウ) 障がい福祉サービス事業

就労継続支援B型事業（竹の子作業所、障がい者地域生活拠点「ぼれば

れ)」、あいあい作業所、ひまわり作業所、地域生活多機能拠点「いつかの杜」、さぬきうどん「幸来」、生活介護事業(障がい者地域生活拠点「ぼれぼれ」)、共同生活援助事業(グループホーム「いちごの家」、グループホーム「ハピくるの家」)、相談支援事業(障がい者サポートセンター「ハピくるステーション」)

(エ) その他の事業

淡路市善意銀行の運営、共同募金運動、歳末たすけあい運動の実施

イ 市受託事業

(ア) 地域支援事業

「食」の自立支援事業、高齢者住宅安心確保事業、介護用品支給事業、生活支援体制整備事業

(イ) 高齢者の生活支援サービス事業

外出支援サービス事業、軽度生活援助事業

(ウ) 老人福祉センター施設管理

(エ) 移動支援事業(ガイドヘルプ事業)

(オ) 相談支援事業(障がい者サポートセンター)

(カ) 生活困窮者自立相談支援事業

(キ) つながりほっとステーション

(6) 団体の沿革

昭和30年ころ、旧津名郡5町にそれぞれ任意団体として社会福祉協議会が発足し、平成17年4月1日に旧津名郡5町が合併し淡路市が発足したことを受け、それぞれの社会福祉協議会を統合し、現在の淡路市社会福祉協議会として発足

(旧法人設立年月日)

津名町社会福祉協議会	平成	3年	4月	1日
淡路町社会福祉協議会	昭和	56年	2月	26日
北淡町社会福祉協議会	平成	4年	3月	31日
一宮町社会福祉協議会	昭和	53年	6月	29日
東浦町社会福祉協議会	平成	2年	3月	28日

議案第 6 5 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

1 施設の名称及び所在地

(1) 名 称 淡路市室津ふれあいセンター

(2) 所在地 兵庫県淡路市室津 1 2 8 番地

2 指定する団体の名称及び所在地

(1) 名 称 室津地区社会福祉協議会 会長 森 茂

(2) 所在地 兵庫県淡路市 XXXXXXXXXX

3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

(参考資料)

1 施設の名称 淡路市室津ふれあいセンター

2 指定する団体の選定理由

この施設は、子どもから高齢者まで地域の人々が気楽に集える地域活動及び生きがいづくりによって地域福祉の推進を図ることを目的とした施設であり、北淡地域住民の地域密着型施設である。

とりわけ、この施設の設置目的に即した管理運営を効率的かつ効果的に行うため、当該地域の町内会、民生委員及び児童委員協議会組織を中心として、地域のボランティア等の活動者をもって組織する室津地区社会福祉協議会が、引き続き、地域の活力を活用した管理運営を行うことにより、事業効果が明確に期待できると認められるので、「淡路市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」(平成17年淡路市条例第19号)第5条第1項の規定に基づき、公募によらず、同協議会を指定管理者の候補者として選定する。

3 指定する団体の概要

(1) 設立年月日 昭和35年4月1日

(2) 予算規模 令和7年度事業予算額 1,043千円

(3) 会員数(令和7年10月現在) 19人

(4) 事業の内容

ア 基本事業

(ア) 年末友愛訪問活動

(イ) 地区福祉学習会及び福祉講演会

(ウ) 災害発生時の要援護世帯の把握

(エ) 広報活動

イ 交流促進事業

(ア) 会食会等の開催

(イ) 地域ふれあい交流事業の実施

(ウ) その他、誰もが安心して住みなれた地域で暮らし続けることを促進する事業

議案第 66 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議決を求める。

令和 7 年 12 月 1 日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

1 施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 淡路市高齢者生活福祉センター
- (2) 所在地 兵庫県淡路市北山 7 1 2 番地

2 指定する団体の名称及び所在地

- (1) 名 称 社会福祉法人淡路市社会福祉協議会 会長 小南 廣之
- (2) 所在地 兵庫県淡路市志筑新島 5 番地 1

3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(参考資料)

1 施設の名称 淡路市高齢者生活福祉センター

2 指定する団体の選定理由

この施設は、高齢者にデイサービス事業及び在宅支援事業の必要な便宜を提供することにより、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とした、一宮地域の高齢者福祉の要となる地域密着型施設であり、当初から旧一宮町社会福祉協議会にデイサービス事業を委託し、地域の福祉サービスの増進を図っている。

とりわけ、この施設の設置目的に即した管理運営を効率的かつ効果的に行うため、従前から地域福祉事業のノウハウ等を有し、様々な福祉サービスを継続的に安定して地域に提供している「淡路市社会福祉協議会」が、引き続き、地域等の活力を活用した管理を行うことにより、事業効果が明確に期待できると認められるので、「淡路市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」(平成17年淡路市条例第19号)第5条第1項の規定に基づき、公募によらず、同協議会を指定管理者の候補者として選定する。

3 指定する団体の概要

- (1) 設立年月日 平成17年4月1日
- (2) 基本金 500万円
- (3) 総収益(令和6年度) 5億8,707万円
- (4) 職員数(令和7年10月現在) 115人
- (5) 事業内容

ア 独自事業

(ア) 地域福祉推進事業

福祉に関する総合相談、小地域福祉推進組織化の推進、ボランティアセンターの運営、社協広報紙の発行、ふれあいサロンの運営、独居高齢者のつどい、福祉用具貸与事業、紙おむつ等の斡旋、権利擁護事業、地域生活総合支援事業(ハピネット事業)、生活福祉資金貸付事業、小口資金貸付事業、福祉学習会、安心地区推進支援事業、各関係機関との連絡調整

(イ) 介護保険事業

居宅介護支援事業、通所介護事業、福祉用具貸与事業

(ウ) 障がい福祉サービス事業

就労継続支援B型事業(竹の子作業所、障がい者地域生活拠点「ぼれぼれ」)、あいあい作業所、ひまわり作業所、地域生活多機能拠点「いづか

しの杜」、さぬきうどん「幸来」、生活介護事業（障がい者地域生活拠点「ぼれぼれ」、共同生活援助事業（グループホーム「いちごの家」、グループホーム「ハピくるの家」、相談支援事業（障がい者サポートセンター「ハピくるステーション」）

（エ） その他の事業

淡路市善意銀行の運営、共同募金運動、歳末たすけあい運動の実施

イ 市受託事業

（ア） 地域支援事業

「食」の自立支援事業、高齢者住宅安心確保事業、介護用品支給事業、生活支援体制整備事業

（イ） 高齢者の生活支援サービス事業

外出支援サービス事業、軽度生活援助事業

（ウ） 老人福祉センター施設管理

（エ） 移動支援事業（ガイドヘルプ事業）

（オ） 相談支援事業（障がい者サポートセンター）

（カ） 生活困窮者自立相談支援事業

（キ） つながりほっとステーション

（６） 団体の沿革

昭和３０年ころ、旧津名郡５町にそれぞれ任意団体として社会福祉協議会が発足し、平成１７年４月１日に旧津名郡５町が合併し淡路市が発足したことを受け、それぞれの社会福祉協議会を統合し、現在の淡路市社会福祉協議会として発足する。

（旧法人設立年月日）

津名町社会福祉協議会	平成	３年	４月	１日
淡路町社会福祉協議会	昭和	５６年	２月	２６日
北淡町社会福祉協議会	平成	４年	３月	３１日
一宮町社会福祉協議会	昭和	５３年	６月	２９日
東浦町社会福祉協議会	平成	２年	３月	２８日

議案第 67 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議決を求める。

令和 7 年 12 月 1 日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

施設の名称及び所在地	指定する団体の名称及び所在地	指定の期間
淡路市久留麻老人福祉センター 兵庫県淡路市久留麻 1 8 9 4 番地 1	社会福祉法人 淡路市社会福祉協議会 会長 小南 廣之 兵庫県淡路市志筑新島 5 番 地 1	令和 8 年 4 月 1 日 から令和 13 年 3 月 31 日まで
淡路市柳沢老人福祉センター 兵庫県淡路市柳澤甲 1 6 番地 4	柳澤地区町内会 代表 郷司 泰宏 兵庫県淡路市柳澤甲 1 6 番 地 4	

(参考資料1)

1 施設の名称 淡路市久留麻老人福祉センター

2 指定する団体の選定理由

この施設は、医療、介護及び福祉施設が集合する地域に位置し、老人の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とした、東浦地域の高齢者福祉の要となる地域密着型施設である。

とりわけ、この施設の設置目的に即した管理運営を効率的かつ効果的に行うため、従前から地域福祉事業のノウハウ等を有し、様々な福祉サービスを継続的に安定して地域に提供している「淡路市社会福祉協議会」が、引き続き、地域等の活力を活用した管理を行うことにより、事業効果が明確に期待できると認められるので、「淡路市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」(平成17年淡路市条例第19号)第5条第1項の規定に基づき、公募によらず、同協議会を指定管理者の候補者として選定する。

3 指定する団体の概要

- (1) 設立年月日 平成17年4月1日
- (2) 基本金 500万円
- (3) 総収益(令和6年度) 5億8,707万円
- (4) 職員数(令和7年10月現在) 115人
- (5) 事業内容

ア 独自事業

(ア) 地域福祉推進事業

福祉に関する総合相談、小地域福祉推進組織化の推進、ボランティアセンターの運営、社協広報紙の発行、ふれあいサロンの運営、独居高齢者のつどい、福祉用具貸与事業、紙おむつ等の斡旋、権利擁護事業、地域生活総合支援事業(ハピネット事業)、生活福祉資金貸付事業、小口資金貸付事業、福祉学習会、安心地区推進支援事業、各関係機関との連絡調整

(イ) 介護保険事業

居宅介護支援事業、通所介護事業、訪問看護事業、福祉用具貸与事業、訪問看護事業

(ウ) 障がい福祉サービス事業

就労継続支援B型事業(竹の子作業所、障がい者地域生活拠点「ぼればれ」)、あいあい作業所、ひまわり作業所、地域生活多機能拠点「いづか

しの杜」、さぬきうどん「幸来」、生活介護事業（障がい者地域生活拠点「ぽれぽれ」）、共同生活援助事業（グループホーム「いちごの家」、グループホーム「ハピくるの家」）、相談支援事業（障がい者サポートセンター「ハピくるステーション」）

（エ） その他の事業

淡路市善意銀行の運営、共同募金運動、歳末たすけあい運動の実施

イ 市受託事業

（ア） 地域支援事業

「食」の自立支援事業、高齢者住宅安心確保事業、介護用品支給事業、生活支援体制整備事業

（イ） 高齢者の生活支援サービス事業

外出支援サービス事業、軽度生活援助事業

（ウ） 老人福祉センター施設管理

（エ） 移動支援事業（ガイドヘルプ事業）

（オ） 相談支援事業（障がい者サポートセンター）

（カ） 生活困窮者自立相談支援事業

（キ） つながりほっとステーション

（６） 団体の沿革

昭和３０年ころ、旧津名郡５町にそれぞれ任意団体として社会福祉協議会が発足し、平成１７年４月１日に旧津名郡５町が合併し淡路市が発足したことを受け、それぞれの社会福祉協議会を統合し、現在の淡路市社会福祉協議会として発足

（旧法人設立年月日）

津名町社会福祉協議会	平成	３年	４月	１日
淡路町社会福祉協議会	昭和	５６年	２月	２６日
北淡町社会福祉協議会	平成	４年	３月	３１日
一宮町社会福祉協議会	昭和	５３年	６月	２９日
東浦町社会福祉協議会	平成	２年	３月	２８日

(参考資料2)

1 施設の名称 淡路市柳沢老人福祉センター

2 指定する団体の選定理由

この施設は、老人の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とした施設であり、老人福祉センターの機能に加え、地域密着型施設として地域の活性化と交流の場として活用されており、「柳澤地区町内会」が建設当初から同施設を核として、生涯学習活動及び地域コミュニティ活動を中心とした自主的な管理運営を地域ぐるみで行っている。

とりわけ、この施設の設置目的に即した管理運営を効率的かつ効果的に行うため、当該地域の住民で構成する同町内会が、引き続き、地域等の活力を活用した管理を行うことにより事業効果が明確に期待できると認められるので、「淡路市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第5条第1項の規定に基づき、公募によらず、同町内会を指定管理者の候補者として選定する。

3 指定する団体の概要

(1) 団体の沿革

西の上、西下及び柳澤東の3つの町内会で構成された柳澤地区町内会は、地域町内会の連携したコミュニティ活動の推進を図ることを目的としている。柳沢老人福祉センター建設当初（昭和54年4月）から、同施設を核として、生涯学習活動及び地域自治コミュニティ活動を積極的に展開し、同施設の管理を行い、また、平成18年4月からは同施設の指定管理者として管理運営を行っている。

(2) 世帯数（令和7年10月現在）

128世帯（西の上53世帯、西下31世帯、柳澤東44世帯）

議案第 6 8 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

1 施設の名称及び所在地

- （1） 名 称 淡路市北淡総合福祉センター
- （2） 所在地 兵庫県淡路市浅野南 2 番地 4 0

2 指定する団体の名称及び所在地

- （1） 名 称 社会福祉法人淡路市社会福祉協議会 会長 小南 廣之
- （2） 所在地 兵庫県淡路市志筑新島 5 番地 1

3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

(参考資料)

1 施設の名称 淡路市北淡総合福祉センター

2 指定する団体の選定理由

この施設は、高齢者にデイサービス事業及び在宅支援事業の必要な便宜を提供することにより、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とした、北淡地域の高齢者福祉の要となる地域密着型施設であり、施設の建設当初から旧北淡町社会福祉協議会にデイサービス事業を委託し、地域の福祉サービスの増進を図っている。

とりわけ、この施設の設置目的に即した管理運営を効率的かつ効果的に行うため、従前から地域福祉事業のノウハウ等を有し、様々な福祉サービスを継続的に安定して地域に提供している「淡路市社会福祉協議会」が、引き続き、地域等の活力を活用した管理を行うことにより、事業効果が明確に期待できると認められるので、「淡路市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」(平成17年淡路市条例第19号)第5条第1項の規定に基づき、公募によらず、同協議会を指定管理者の候補者として選定する。

3 指定する団体の概要

- (1) 設立年月日 平成17年4月1日
- (2) 基本金 500万円
- (3) 総収益(令和6年度) 5億8,707万円
- (4) 職員数(令和7年10月現在) 115人
- (5) 事業内容

ア 独自事業

(ア) 地域福祉推進事業

福祉に関する総合相談、小地域福祉推進組織化の推進、ボランティアセンターの運営、社協広報紙の発行、ふれあいサロンの運営、独居高齢者のつどい、福祉用具貸与事業、紙おむつ等の斡旋、権利擁護事業、地域生活総合支援事業(ハピネット事業)、生活福祉資金貸付事業、小口資金貸付事業、福祉学習会、安心地区推進支援事業、各関係機関との連絡調整

(イ) 介護保険事業

居宅介護支援事業、通所介護事業、福祉用具貸与事業

(ウ) 障がい福祉サービス事業

就労継続支援B型事業(竹の子作業所、障がい者地域生活拠点「ぼればれ」)、あいあい作業所、ひまわり作業所、地域生活多機能拠点「いつかしの杜」、さぬきうどん「幸来」、生活介護事業(障がい者地域生活拠

点「ぼれぼれ」）、共同生活援助事業（グループホーム「いちごの家」、グループホーム「ハピくるの家」）、相談支援事業（障がい者サポートセンター「ハピくるステーション」）

(エ) その他の事業

淡路市善意銀行の運営、共同募金運動、歳末たすけあい運動の実施

イ 市受託事業

(ア) 地域支援事業

「食」の自立支援事業、高齢者住宅安心確保事業、介護用品支給事業、生活支援体制整備事業

(イ) 高齢者の生活支援サービス事業

外出支援サービス事業、軽度生活援助事業

(ウ) 老人福祉センター施設管理

(エ) 移動支援事業（ガイドヘルプ事業）

(オ) 相談支援事業（障がい者サポートセンター）

(カ) 生活困窮者自立相談支援事業

(キ) つながりほっとステーション

(6) 団体の沿革

昭和30年ころ、旧津名郡5町にそれぞれ任意団体として社会福祉協議会が発足し、平成17年4月1日に旧津名郡5町が合併し淡路市が発足したことを受け、それぞれの社会福祉協議会を統合し、現在の淡路市社会福祉協議会として発足する。

(旧法人設立年月日)

津名町社会福祉協議会	平成	3年	4月	1日
淡路町社会福祉協議会	昭和	56年	2月	26日
北淡町社会福祉協議会	平成	4年	3月	31日
一宮町社会福祉協議会	昭和	53年	6月	29日
東浦町社会福祉協議会	平成	2年	3月	28日

議案第 6 9 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

1 施設の名称及び所在地

- （1） 名 称 障害者福祉施設さくらんぼの里
- （2） 所在地 兵庫県淡路市中田 3 7 2 5 番地

2 指定する団体の名称及び所在地

- （1） 名 称 医療法人新淡路病院 理事長 金藤 公人
- （2） 所在地 兵庫県洲本市上加茂 4 3 番地

3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 8 年 3 月 3 1 日まで

(参考資料)

1 施設の名称 障害者福祉施設さくらんぼの里

2 指定する団体の選定の理由

障害者福祉施設さくらんぼの里は、精神障がい者の生活介護、就労継続支援を行うことを目的に、設置した施設であり、旧施設管理者であった旧淡路市・洲本市広域事務組合の解散に伴い、平成21年4月から本市が管理を行っている。

現在、この施設の指定管理者として管理運営を行っている医療法人新淡路病院は、同組合が管理運営を行っていた平成18年度から、継続して指定管理を行っており、同病院が有する障がい特性に対する理解やそれに応じた専門的なノウハウ及びスタッフの体制を活用することで、精神障がい者の生活と地域に密着した継続的、安定的なサービスの提供が図られ、障がい者福祉の一層の増進に寄与することができる。

以上のことから、この施設の設置目的が効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるため、「淡路市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」(平成17年淡路市条例第19号)第5条第1項の規定に基づき、公募によらず、引き続き、公共的な団体である同病院を指定管理者の候補者として選定する。

なお、指定管理の期間については、当該施設利用者である精神障がい者は、こだわりが強い特性があり、これまでの運営の中で築かれた指導員とのつながりは深いものがあるため、人間関係を含む環境の急激な変化は、安定した事業運営を損なうおそれがあることから、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間とする。

3 指定する団体の概要

- | | |
|---------------------|------------|
| (1) 設立年月日 | 昭和44年4月7日 |
| (2) 資本金等 | 0万円 |
| (3) 年商(令和6年度) | 14億8,905万円 |
| (4) 従業員数(令和7年10月現在) | 208人 |
| (5) 事業内容 | |

ア 医療法人新淡路病院の経営

イ あんホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。))に基づく共同生活援助事業)の経営

ウ オカピ(法に基づく共同生活援助事業、自立訓練事業、短期入所事業)の経営

エ 淡路障害者生活支援センター（法に基づく地域活動支援センター、一般相談支援事業、特定相談支援事業、就労移行支援事業。児童福祉法に基づく障害児童相談支援事業）の経営

オ あんハウス（法に基づく共同生活援助事業）の経営

カ さくらんぼの里（法に基づく就労継続支援事業、生活介護事業）の運営

キ 訪問看護ステーション「紙ふうせん」の経営

ク まどい・ひだまり（法に基づく地域活動支援センター）の経営

（６） 指定管理者としての実績

平成１８年４月 障害者福祉施設さくらんぼの里

議案第 70 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議決を求める。

令和 7 年 12 月 1 日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

施設の名称及び所在地	指定する団体の名称及び所在地	指定の期間
淡路市立しづかホール 兵庫県淡路市志筑新島 5 番地 4	神戸国際ステージサービス株式会 社 代表取締役 筒井 勇雄 兵庫県神戸市中央区御幸通八丁目 1 番 6 号	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日ま で
淡路市立サンシャイン ホール 兵庫県淡路市浦 148 番地 1		

(参考資料)

1 施設の名称

- (1) 淡路市立しづかホール
- (2) 淡路市立サンシャインホール

2 指定する団体の選定の理由

(1) 淡路市立しづかホール

この施設は、地域の芸術文化の振興を図ることを目的として設置された文化施設であり、民間事業者管理運営を委ねることで、この施設の設置目的に合致した効果的な事業展開により、経費の節減を図るとともに、民間事業者が有する専門的知識や、経営ノウハウを積極的に活用することによって、地域における芸術文化の振興拠点として、より良質かつ安定したサービスの提供、ホール間の相乗効果等が期待できることはもとより、その施設の効用及び地域の発展に資することができるものと認められる。

(2) 淡路市立サンシャインホール

この施設は、地域の芸術文化の振興を図ることを目的として設置された文化施設であるとともに、市民の利便性等を考慮して、図書館を併設した施設である。

これらの施設のうち、文化施設は、市民の文化交流、芸術発表の場として、多くの市民の方々等に利用されていることから、民間事業者管理運営を委ねることで、この施設の設置目的に合致した効果的な事業展開により、経費の節減を図るとともに、民間事業者が有する専門的知識や、経営ノウハウを積極的に活用することによって、地域における芸術文化の振興拠点として、より良質かつ安定したサービスの提供、ホール間の相乗効果等が期待できることはもとより、その施設の効用及び地域の発展に資することができるものと認められる。

以上のことから、淡路市立しづかホール及び淡路市立サンシャインホールについて、引き続き、指定管理者制度を導入することとし、両施設を一括して管理運営する指定管理者を選定するため、本年10月8日に、応募のあった1社を対象に、淡路市立しづかホール及び淡路市立サンシャインホール指定管理者候補者選定・評価審議会による審査を行ったところ、兵庫県内で文化ホールの指定管理者として実績があり、現在もこのホールの指定管理者として、これまで培ったノウハウを有する神戸国際ステージサービス株式会社が、効果的な管理運営を行うことができるなど、指定管理者として適当であると答申があった。

ので、同社を指定管理者として選定する。

3 指定する団体の概要

- (1) 設立年月日 昭和47年1月
- (2) 資本金等 3,000万円
- (3) 年商(令和6年度) 15億8,603万円
- (4) 従業員数(令和7年9月現在) 104人
- (5) 事業内容
 - ア ホール・劇場のコンサルティング業務、管理運営業務
 - イ 舞台関連設備の工事及びメンテナンス業務
 - ウ イベントの企画・演出・制作・運営管理業務
 - エ 音響・照明機器・舞台設備の製造・販売・リース業務
 - オ 舞台監督、音響、照明、舞台、映像の制作業務及び技術者派遣業務
- (6) 団体の沿革
 - 昭和47年 1月 株式会社神戸国際会館の子会社として設立
 - 平成 元年 4月 姫路営業所開設
 - 平成 6年 6月 垂水区下畑に垂水事務所を設置
 - 平成23年 8月 神戸国際観光サービス株式会社を吸収合併
 - 平成24年 2月 神戸国際会館4Fに本社を移転
 - 平成29年 5月 神戸事務所を新設・垂水倉庫を改築
 - 平成30年 4月 神戸事務所を本社事務所とし、三宮オフィスを開設
- (7) 指定管理者としての実績
 - 平成19年 4月 三田市総合文化センター(4期連続)
 - 平成21年 4月 加古川ウェルネスパーク(4期連続)
 - 平成30年 4月 西宮市プレラホール(共同事業体構成団体、3期連続)、
淡路市立しづかホール(2期連続)
 - 平成31年 4月 神戸ワールド記念ホール(2期連続)
 - 令和 3年 4月 淡路市立サンシャインホール